

平成24年度第3回指定管理者選定評価委員会会議概要

- 1 対象施設 青森市中世の館及び浪岡城跡案内所
- 2 開催日時 平成24年10月5日(金) 15:18~16:57
- 3 開催場所 青森市役所第3庁舎1階会議室
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 工藤 清泰(市長公室理事)
副委員長 鈴木 裕司(総務部次長)
委員 増田 一(企画財政部次長)
委員 今村 貴宏(健康福祉部 次長)
委員 和田 比呂志(浪岡教育事務所長)
委員 森 宏之(青森短期大学教授)
委員 西村 晴夫(東北税理士会 青森支部 税理士)
 - (2) 施設所管課(事務局) 青森市教育委員会事務局 浪岡教育事務所 教育課
課長 鳴海 雄大
主事 竹ヶ原 亜希
 - (3) 制度所管課 市民政策課 参事 相馬 紳一郎
主幹 福島 清裕
主事 田中 浩司
- 5 欠席者 なし
- 6 議題 指定管理者候補者選定に係る審査

7 会議概要

最初に委員長より、公正・公平性の確保のために、施設所管課の担当次長は採点の審議には参加せず、事務局として参加していただく旨の意見が出され、委員から異議無く了承された。(和田委員は事務局として参加)

(1) 応募資格

事務局より、応募団体が応募資格の要件を満たしていることを確認し、その内容を報告した。

(質疑なし)

(2) 選定基準による審査

【効率性について】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。

委員：現状で提示した様式では、消費税の考え方がわかりにくいので、収支予算書の様式を工夫した方がよいのではないか。

委員長：貴重なご意見をいただいたものとして、来年度以降検討したい。

【管理運営方針】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。

委員：申請書類中、納税証明書の住所地が異なるものがあるが、この理由について説明をお願いします。

事務局：ひとつは申請団体の所在地、ひとつは申請団体の長の居住地であり、納付書作成部局の修正作業が済んでいない可能性が考えられるため、申請者に確認することを説明。

委員：了解した。

【同種の施設管理業務】

(客観的事実に基づき判断する選定基準であることから、事務局へ一任)

【地域貢献の配慮】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。

(質疑なし)

【職員等の配置計画】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。

委員：現在指定管理者について確認であるが、雇用している業務員の勤続年数をお知らせ願いたい。

事務局：管理責任者をはじめとする常勤職員、臨時職員について勤続年数を説明。

【職員等の研修計画】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。

委員：現指定管理者について確認であるが、外部研修の内容についてお知らせ願いたい。

事務局：現指定管理者の状況(年2回、程度舞台技術や美術展示等の説明会に参加している)を説明。

委員長：現指定管理者について確認であるが、歴史展示室解説業務の講師は誰が勤めているか。

事務局：業務員の中で最も勤続年数の長い管理責任者（館長）が実施している報告を受けていることを説明。

【施設管理計画】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。
（質疑なし）

【防犯、防災、緊急時の対応に関する取組み】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。
（質疑なし）

【個人情報保護の取扱いに関する取組み】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。
（質疑なし）

【環境保全、付加提言の取組み】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。
（質疑なし）

【市民の平等な利用を確保するための方針】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。

委員：障害者等への対応に関連し、複数職員が配置され、障害者が施設を訪れた際に、すみやかに対応できるような配置計画となっているか。

事務局：申請書中の勤務体制表を元にヒアリングしたところ、日中帯については、中世の館では2名、浪岡城跡案内所では1名を配置する計画となっており、そのほか土日等の利用者が多いと見込まれるときは職員数を増やして対応する計画となっていることを説明。

【利用者等の要望の把握と反映方法】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。

委員：「要望処理結果については、可能な限り公表する」とあるが、どのように行なう計画であるか。

事務局：ヒアリングしたところ、『草刈など「処理結果の公表」という点で難しい案件もあることから「可能な限り」という表現をした。可能なものについては「本事業は、参加者からの要望を元に開催しました」「本設備は、利用者からの要望を元に設置しました」等の情報提供や掲示を行う計画』との回答があったことを説明。

【サービス向上の対策】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。

委員：申請書にある事業の「自己評価」とは、どのようなものか。

事務局：ヒアリングしたところ、申請団体が、総会や役員会議等の場事業の実施結果（入込みや参加者の反応・収支結果等）を総合的にふりかえる、という「団体としての自己評価」という回答を得たことを説明。

【利用率向上の対策】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。

（質疑なし）

【文化芸術振興及び郷土の歴史教育に資する事業の実施計画】

事務局より、選定基準、市の水準、審査の着眼点、応募団体の申請内容を説明。

委員：本選定評価委員会は、現指定管理者の評価も行なうこととなっているため、事務局には、評価基準の設定についても検討するよう要望する。

委員長：確認であるが、必須事業に歴史事業は含まれているか。

事務局：指定管理者制度導入前の市直営時に、歴史事業を廃止しており、事業内容の見極めが困難であったため、必須事業として盛り込んでいる事業はない。このため、現指定管理者は自主事業として参加者の要望をもとに開催しており、申請者の自主事業として提案のあった事業の中にも、歴史事業が含まれていることを説明。

委員長：仕様書の内容（必須事業の項目）と、選定基準に不一致があるように思われる。

事務局：選定基準はじめ応募要項は選定評価委員会のご審議をいただいた結果と公表している、事務局としてもそのように認識していることを説明。

委員：業務仕様書を見ると、多くの事業を必須事業として指定管理者に課しているようにも見受けられる。必須事業のスクラップ・アンド・ビルドや事業に対する評価は、市の義務として考えることが必要ではないか。

（３）審査結果

委員長：採点を集計した結果、応募団体が110.33点でありました。

得点は、平均点80点を上回っているため、候補者を指定管理者候補者として選定してよろしいか。

委員：（全員、異議なし）

委員長：それでは、応募団体（特定非営利活動法人 NPO 婆娑羅凡人舎）を青森市中世の館及び浪岡城跡案内所の指定管理者候補者として選定する。